

テレワーク導入推進のための施策概要

【国】働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

上限300万円

(1) 対象者 県内に主たる事業所を有する従業員300人
以下の中小企業事業主

(2) 対象経費等

| | |
|-----------|--|
| 支給対象となる取組 | テレワーク用通信機器の導入(購入を含む)・運用(PC、タブレット等についてはシンクライアント端末のみ可) 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例)テレワーク勤務に関する規定の整備 労務管理担当者に対する研修 労働者に対する研修、周知・啓発 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング |
| 対象経費 | 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 |

| 成果目標の達成状況 | 達成 | 未達成 |
|------------|-------|-------|
| 補助率 | 3 / 4 | 1 / 2 |
| 1企業当たりの上限額 | 300万円 | 200万円 |

成果目標(すべて達成)

評価期間に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施
評価期間において、対象労働者がテレワークを実施した回数
の週間平均が1回以上

評価期間:申請者が1~6か月の期間を設定(成果目標の達成を判断)

(4) 申請期間 令和2年4月1日~12月1日

【県】新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金

上限60万円

(1) 対象者 県の募集開始以降に国助成事業に申請の
うえテレワークを導入した事業者

(2) 対象経費等

| | |
|---------|--|
| 国助成の上乗せ | テレワーク用通信機器の導入(購入を含む)・運用(PC、タブレット等についてはシンクライアント端末のみ可) 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例)テレワーク勤務に関する規定の整備 労務管理担当者に対する研修 労働者に対する研修、周知・啓発 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング |
| 県独自 | 通信機器レンタル料(リースを含む)(シンクライアント端末以外のPC、タブレット等) テレワークに係る助成金申請書類作成等に係る経費 【対象経費】 謝金、旅費、役務費、印刷製本費、賃借料 |

(3) 支給額

| | 対象経費 | 算定式 | 上限 |
|----------|------|---------------|------|
| 国助成金の上乗せ | ~ | 国助成額 × 1/6 | 50万円 |
| 県独自 | 、 | 対象経費合計額 × 1/2 | 10万円 |

(4) 申請期間 令和2年7月下旬~令和3年1月31日

○申請には、国助成金の交付決定を受ける必要あり。

○県独自の助成(上限10万円)

・パソコン、タブレット等のレンタル料(リースを含む)を1/2補助。

・国助成金の申請書作成を社労士等に依頼した経費の1/2を支給。